



# 今一度カードの確認を！

# リボ払い専用カード



## 5月は消費者月間の巻

◆問合先 市役所商工振興課 ☎内線163・164



◆相談事例

クレジットカード利用の際はいつも「翌月一括払い」と言っていたので、一括払いになっていて思っていたところ、金融機関口座から引き落とされる金額が毎月一定であることに気づいた。カード会社に確認すると「リボ払い専用カード」と言われて驚いた。申込時に説明を受けた記憶はない。利用明細など確認していなかったことは反省しているが、毎月手数料がかかり、元金が減らないことがあるなど、顧客にとって重要なこと、不利益な点が多いリボ払いのみを選択させるカードを、何の説明もなく作成するなど、おかしいのではないか。

毎月手数料がかかっていた!?

リボルビング払い専用カードは  
一括払いできない!

クレジットカードの支払い方法は、「一括払い」「分割払い」「リボルビング払い」と大きく分けて3つあります。カードでの支払いが増えてきた今、リボ払いに関する相談が増えています。

香芝市消費生活相談員  
アドバイス

リボ払いは、「月々の返済に負担をかけない」と言ううたい文句で、消費者にとって便利な返済方法のように勧められる場合が多いですが、毎月金利手数料がかかり、利用金額によっては延々と返済が続きます。また、利用者自身が

- ・いづれだけ買い物をしたのか
- ・どの商品の返済が終わっているのか

が非常に判りづらく、把握しにくい返済方法でもあります。そのため近年、一括払いを選択しても、初期設定がリボ払いになっていることに気づかずやり過ぎてしまったり、リボ払いを理解していなくて契約してしまったりするケースなど、相談が増えています。自分自身で契約時にしっかり見極め、クレジットカード会社の規約を確認することが重要です。

## クレジットカードの支払い方法

- 一括払い（翌月、ボーナス払いなど）  
カード会社指定の締め日までに利用した利用代金を一括で支払う方法（一般的には金利手数料がかからない）
- 分割払い  
支払い回数を指定して毎月の支払い額を決める方法（金利手数料がかかる）
- リボ払い（リボルビング払い）  
利用金額や件数に関わらず、毎月一定の額や割合を先に決めて支払う方法（金利手数料がかかる）

リボ払い専用  
カードは、  
金利手数料が  
かかります！



## 平成28年度消費生活相談件数

平成28年度に本市消費生活センターに寄せられた新規相談件数は277件で、平成27年度の210件に比べ67件増加しています。

商品・役務別で見ると、通信関連の相談が全体の約32%と3年連続で最も多い相談内容となっています。その中でも身に覚えのない有料サイトを閲覧したことなどによる「架空請求orいは不当請求」の相談が約3割程度となっています。

身に覚えがあってもなくても、あわてて事業者に連絡してはいけません。まずは消費生活センターにご連絡ください。

年齢別に見ると昨年度と同様40～60代のかたの相談件数が多く、全体の52%となっています。また、全体の3分の2が女性からの相談となっており、訪問や電話による勧誘の対象になりやすい環境にあるので、被害に遭わ

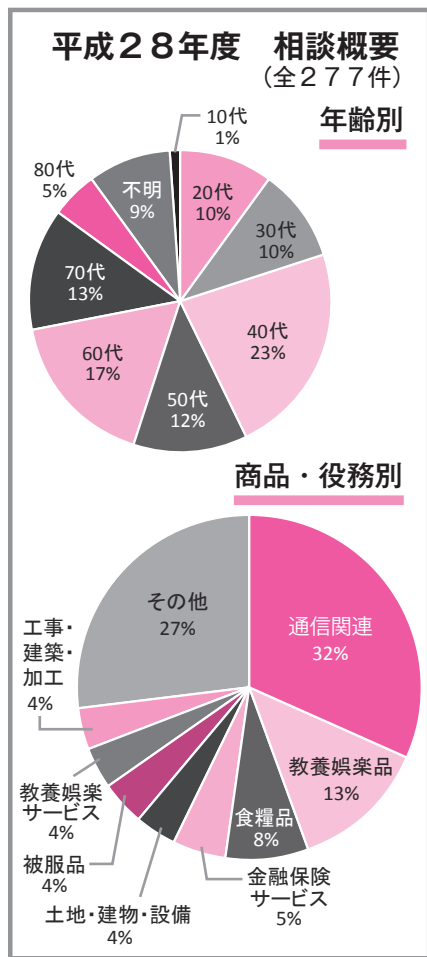
ないよう事前に家族で対応方法を話し合っておきましょう。

## 香芝市消費生活相談員より

「安全・安心で豊かに暮らすことができる社会」を目指し、消費者庁が設立されて7年が経ちました。しかし現実にはそう簡単ではなく、消費者の被害が消えてなくなつたわけではありません。それどころかますます世の中の情報入手やコミュニケーションツールは多岐にわたり変化しています。

大事なことは、日々の生活の中で様々な誘惑や勧誘に惑わされないこと、自身に関する物事を確実に信頼できる方法で確認できるすべを身につけること、そして実際に確認することです。

消費者庁が掲げた平成29年度のテーマは「行動しよう 消費者の未来へ」迷ったらいつでも消費生活センターへご相談ください。



少しでもヘンだな  
と思ったときは…

## 一人で悩まず相談しましょう

消費生活相談員による消費者トラブルの相談、解決のためのアドバイス、情報提供などを行っています。

市内在住のかたであれば、次のどちらの窓口も利用できます。

\* 相談は無料（相談内容やプライバシーに関わる一切の秘密は厳守します）

### 香芝市消費生活センター

- ◆時間 毎週月・火・水・金曜日  
午前10時～正午、午後1時～3時
- ◆場所 市役所1階
- ◆電話 ☎44-3313

### 広陵町消費生活相談窓口

- ◆時間 毎週木曜日  
午前10時～正午、午後1時～3時
- ◆場所 広陵町さわやかホール  
(広陵町大字笠161-2)
- ◆電話 ☎55-1001

### 講座 香芝消費生活相談出前講座

消費者トラブルに関する出前講座を行っています。開催日時・場所などは相談のうえ、決定しますので、まずはお電話ください。

- ◆申込・問合せ先 香芝くらしの安全安心サポーター会（代表：常光）☎76-5475

### 電話相談 消費者庁「消費者ホットライン」

電話 ☎188

- \* 土・日・祝日でもつながります。（年末年始を除く）